

★令和5年度エコタイヤ助成金の「上限本数500本まで」は撤廃となりました★

大ト協第69号

令和5年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 中川 才助

令和5年度 エコタイヤ（低燃費タイヤ・再生タイヤ）等の導入に
かかる助成について【②月額定額サービス】
（ ご 案 内 ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では大阪府の燃料費高騰対策の一環として、エコタイヤの月額定額サービス費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申しあげます。

また、申請方法につきましては、郵送でのみ受付といたします。

記

1. 助成対象期間 令和5年4月1日（土）～令和6年1月31日（水）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了いたします。なお、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成対象タイヤ

○タイヤメーカーが公表する検証データ等に基づき、大ト協が別表に定めた新品タイヤ、および再生タイヤで、大阪府下の営業用貨物車両に装着したもの。 **※他府県ナンバー、軽貨物車両、自家用車を除く**

3. 助成額

タイヤ1本につきタイヤ本体の購入価格（消費税込み）の1/2で、7,000円を限度とします。

※以下の例のように、タイヤ1本の購入単価を算出します

例：①4月の導入本数が20本で、請求額が300,000円の場合

$$300,000 \text{ 円} \times 1.1 (\text{消費税}) \div 20 (\text{本}) \times \text{助成率 } 1/2 = 8,250 \text{ 円}$$

上記計算結果が7,000円以上なので

$$7,000 \text{ 円} \times 20 (\text{本}) = \underline{140,000 \text{ 円}} \text{ が助成額となります。}$$

②5月の導入本数が26本で、請求額が300,000円の場合

小数点以下切り捨て

$$300,000 \text{ 円} \times 1.1 (\text{消費税}) \div 26 (\text{本}) \times \text{助成率 } 1/2 = 6,346.\underline{153} \text{ 円}$$

上記計算結果が7,000円未満なので

$$6,346 \text{ 円} \times 26 (\text{本}) = \underline{164,996 \text{ 円}} \text{ が助成額となります。}$$

③ ①と②を同時に申請した場合（2か月分、合計46本）

$$300,000 \text{ 円} \times 1.1 (\text{消費税}) \times 2 (\text{ヵ月}) \div 46 (\text{本}) = 14,347.\underline{826} \text{ 円}$$

上記計算結果に助成率1/2を乗じた結果が7,000円以上なので

$$7,000 \text{ 円} \times 46 (\text{本}) = \underline{322,000 \text{ 円}} \text{ が助成額となります。}$$

※小数点以下は切り捨てになりますので、計算の際はご注意ください

4. 上限本数

無制限。ただし、**支払いが完了していること。**

5. 助成条件（以下のすべてに該当する必要があります）

○大阪府内の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両に対して令和5年4月1日以降に有効な契約をしていること。（軽自動車、自家用車は不可）

○被けん引車両に装着したタイヤも助成対象とします。

○再生タイヤ導入の場合は必ず「再生」であることがわかる標記を請求書（明細書）に入れてください。

○下記「6. 助成申請必要書類」記載の書類をすべて揃えていること。

6. 助成申請必要書類 ※必要な書類はタイヤ販売店に用意してもらってください。

①（様式1）令和5年度エコタイヤ（低燃費タイヤ・再生タイヤ）等の【②月額定額サービス】導入助成金交付申請書

（様式2）令和5年度エコタイヤ（低燃費タイヤ・再生タイヤ）等の【②月額定額サービス】導入内訳書

②月額定額サービス契約書（写）※2回目以降の申請でも必ず添付してください。

・契約に含まれる全車両の車台番号または登録番号がわかる書類も添付してください。
増減車で契約対象車両が変わる場合がありますので、最新の契約車両一覧表を添付してください。

・タイヤメーカーおよび申請事業者との間で契約が確認できる書類を用意してください。

(例1) (直接契約) タイヤメーカーと申請事業者の印鑑が押された契約書

(例2) (親会社等が契約) タイヤメーカーと申請事業者の関連会社の印鑑が押された契約書+申請事業者と関連会社の間で交わされた押印契約書類

③請求書 (写)

・当該申請月の請求書 (複数月の場合は複数月分) を添付してください。

④申請分の請求書に含まれる車両の車台番号か登録番号、タイヤの商品名、本数が表記されている明細書、作業報告書等

・申請車両の登録番号または車台番号、タイヤの商品名と本数が特定できるように揃えてください。

⑤請求書の金額と一致する契約期間の支払い計画書

・増減車等で、支払い計画を組みなおすたびに金額が変わりますので、請求書が発行された段階での支払い計画書を提出してください。

7. その他

○書類が全て揃った状態でご申請してください。事前の枠取りはできません。

○申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、助成できません。

○手書き申請で様式1の記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。

※様式1の訂正箇所のうち申請金額の訂正は認められませんので、再度申請用紙を用意してください。

※申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示はできませんので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

(申請先〔郵送先〕ならびにお問合せ先)

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社) 大阪府トラック協会 業務部

TEL : (06) 6965-4036